

3 県内外の主な動き

(国の動き)

2005年(平成17年)12月、男女共同参画社会基本法に基づき「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されました。この計画には、重点事項として2020年(平成32年)までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるように期待し、各分野における取組を促進することや、男性も含めた働き方の見直しなど10項目が盛り込まれています。

しかし、指導的地位に立つ女性の割合は依然として低く、他の先進諸国と比べても女性の参画は遅れているのが現状です。こういった現状を打開するため、2008年(平成20年)4月「女性の参画加速プログラム」を策定し、女性の参画加速のための基盤整備を行うとともに、女性の参画が進んでいない分野に焦点を当て、その課題に対し地方公共団体や民間団体などが連携し重点的に取組を推進することとしています。

また、2007年(平成19年)7月には、男女共同参画会議における専門部会「仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会」より、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)を可能とする働き方の見直しについて、その意義や重要性を整理し、取組の方向性について報告されました。それを受けて、同年12月、「仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」を策定し、多様性を尊重し、仕事と生活が好循環を生む社会をめざし取組を推進することとしています。

(男女共同参画社会実現に向けた総合的な取組の推進)

男女共同参画の推進に関する条例は、2008年(平成20年)4月1日現在、全国で46都道府県、17政令指定都市で制定されています。

三重県では、2000年(平成12年)10月に三重県男女共同参画推進条例を制定しています。これは全国で4番目の制定であり、人権条例がある県として初めての制定でした。また、2002年(平成14年)3月に男女共同参画施策を総合的、計画的に実施するための指針である基本計画を策定しました。2007年(平成19年)3月には、社会経済情勢の変化に対応するため基本計画を改訂し、その計画を着実に推進するため、同年10月「第三次実施計画(計画期間:2007年度(平成19年度)~2010年度(平成22年度))」を策定しました。

県内の市町における条例は、2008年(平成20年)4月1日現在で津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、いなべ市、伊賀市、多気町の9市1町で制定されており、本年6月には亀山市で新たに条例が制定されました。また、基本計画については12市5町が策定し、数市町において基本計画策定が検討され

ています。(2008年(平成20年)4月1日現在)

(政策・方針決定過程への男女共同参画の推進)

国会議員に占める女性の割合は、2008年(平成20年)4月現在、衆議院においては9.4%(45名)、参議院においては18.2%(44名)となっています。

三重県議会の女性議員は2名であり、市町議会議員については70名(11.5%)となっています。(2008年(平成20年)4月1日現在)

国では2008年4月「女性の参画加速プログラム」が策定されました。今後、三重県においても、あらゆる分野における女性の参画を加速するため、その課題を整理し、さまざまな関係団体が連携し取組を進めていきます。

(働く場等、さまざまな分野における男女共同参画の推進)

国では、さまざまな分野における女性のチャレンジを推進する上で重要と考えられる事項について、2003年(平成15年)4月に「女性のチャレンジ支援策」としてまとめました。2005年(平成17年)12月、閣議決定された「男女共同参画基本計画(第2次)」の中でも、「女性のチャレンジ支援」が重点項目として盛り込まれています。意欲と能力のある女性が「いつでも、どこでも、誰でも」チャレンジできるような社会の実現に向けて、総合的な支援策を講じる必要があるとしています。

県においては、2007年(平成19年)6月、四日市市に女性のチャレンジ支援の拠点施設である「みえチャレンジプラザ」がオープンし、チャレンジに関する情報提供や相談者のニーズに応じたアドバイスを行うなど、必要な支援を提供することにより女性のチャレンジ支援を重点事業として取り組んでいます。

また、2007年(平成19年)12月に制定された仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」に基づき、今後、県においても、仕事、家庭生活、地域生活などさまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる社会を目指し、地方自治体、民間企業、関係団体等が連携し、その実現にむけ取組を進めていきます。

(家庭・地域における男女共同参画の推進)

2007年(平成19年)の合計特殊出生率は、全国で1.34(三重県では1.37)となり、前年を若干上回ったものの、依然と続く中長期的な少子化傾向には変わりはありません。

国においては、2004年(平成16年)6月には「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、2005年度(平成17年度)より「子ども・子育て応援プラン」(2004年(平成16年)12月、少子化社会対策会議において決定)に基づき具体的目標を掲げ施策を進めてきました。

さらに、2005年(平成17年)4月からは「次世代育成支援対策推進法」が施行

されました。この法律では、地方公共団体および企業における 10 年間の集中的・計画的な取組を推進するために、都道府県、市町村、事業主に行動計画を策定・公表することを規定しています。

三重県においても、2005 年（平成 17 年）3 月に「三重県次世代育成支援行動計画」を策定し、行政が行う環境整備とともに多様な主体の参画・協働・連携による「ささえあいの地域社会づくり」を進めているところです。

その中で、企業においては、労働者が多様な働き方を選択できる職場環境の整備をはかるとともに、労働者の家庭生活と職業生活の両立を支援するため「一般事業主行動計画」の策定をすることとしています。県内では、2008 年（平成 20 年）7 月末現在、従業員 301 人以上の企業 127 社、従業員 300 人以下の企業 133 社が一般事業主行動計画を策定し、三重労働局に届けています。

（男女共同参画を阻害する暴力等への取組）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）であっても重大な人権侵害であるとして、2001 年（平成 13 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）が制定、施行されました。これまで、家庭内の問題などとして見過ごされがちでしたが、この法律によって改めて、DV は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であると規定されました。

2004 年（平成 16 年）12 月には改正 DV 防止法の施行、2007 年（平成 19 年）には、二度目の改正が行われ（2008 年（平成 20 年）1 月施行）、内容や制度が充実されてきています。

2007 年度（平成 19 年度）の全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は 62,078 件となっており、DV を取り巻く状況の深刻さがうかがえます。

三重県では、2007 年度（平成 19 年度）に女性相談所等に寄せられた相談件数は 837 件となっています。

また、2006 年（平成 18 年）3 月には「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」を策定し、DV 防止と被害者の保護、自立に向けた支援のために全県的に取組を実施しているところです。